

6 東農発第 3 2 1 号
令和 6 年 1 1 月 1 5 日

区市町村農業委員会 会長 様

一般社団法人 東京都農業会議
会長 青 山 侑
(公印省略)

国への要望ならびに都への意見に関する内容の検討について (お願い)

本会の活動推進につきましては、日頃より格別のご高配を賜り篤くお礼を申し上げます。

さて、本会では東京農業が抱える様々な課題の解決に向け、来年 2 月 20 日開催の農業委員会・農業者大会では国に対する要望を、また 3 月 17 日開催予定の通常総会では都に対する意見を決定し、要請活動に取り組むこととしております。

つきましては、来年 1 月に各地区ごとに開催していただく地区別農業委員会検討会では、各農業委員会からのご意見に基づき、これら要望・意見に盛り込む内容を検討したいと存じますので、恐縮ですが各農業委員会におかれましては、年内に開催される総会等の場で都や国に対し要望すべき事項についてあらかじめご協議下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 大会要望ならびに都への意見の決定までのスケジュール

別添メモの 3 のとおり、地区別農業委員会検討会でご意見をいただき協議をしたうえで各地区の代表者による組織・活動検討会等で検討を重ね、農業委員会・農業者大会や本会の通常総会において決定いたします。

2. 添付する参考資料 (昨年度の都への意見ならびに国への要望)

(1) 都への意見 (令和 6 年 3 月 通常総会決定)

「令和 5 年度東京都農業施策に関する意見」

(2) 国への要望 (令和 6 年 2 月 東京都農業委員会・農業者大会決定)

「東京農業の確立に関する要望」

「都市農業の振興と都市農地保全に関する要望」

担当＝田中、飯田

電話 03-3370-7145

令和6年度 都への意見提出ならびに国への要望について

令和6年11月

一般社団法人 東京都農業会議

1. 東京都に対する意見の提出

(1) 根拠となる法令

農業委員会法第53条により、農業委員会ネットワーク機構（＝一般社団法人東京都農業会議）は関係行政機関等に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないとされている。

(2) 都への意見の提出（従来から年2回実施）

① 8月：＜ 農業委員会法第53条に基づく意見 ＞

「東京都の農業振興・農地保全施策に関する意見」

令和6年8月19日 （一社）東京都農業会議臨時総会で決定。

9月17日 東京都へ提出した。

② 3月：＜ 農業委員会法第53条に基づく意見 ＞

「令和8年度 東京都の農業施策に関する意見」

東京都の農業施策や予算全般に対する総合的な意見・要望

令和7年3月17日 （一社）東京都農業会議通常総会で決定予定

(3) 意見提出と実現に向けた活動

- ◇ 総会での決定後に都へ意見を提出するとともに、区市町村農業委員長と農林水産部幹部との意見交換会等を開催し実現に向け働きかける
- ◇ 都議会各会派、関係各機関にも意見書を届け理解を求める

2. 農業委員・農業者大会において決定する国への要望

(1) 第66回東京都農業委員・農業者大会の開催予定

令和7年2月20日（木）

(2) 大会で決定する国への要望の種類（予定）

① 「東京農業の確立に関する要望」

国に対し、東京農業の振興や担い手への支援、農地制度や農業委員会組織のあり方等について全般的に要望する内容

② 「都市農業の振興と都市農地保全に関する要望」

国に対し、都市農地の位置付けを明確化し、その保全に向けた制度や税制を実現するよう要望する内容

(3) 要請活動の実施

- ① 農林水産省や国土交通省、国会議員等に対し要請活動を行う
- ② 全国会長大会等の際に農業委員長らが国会議員等に対し直接要請する
- ③ 全国農業会議所・全国都市農政対策協議会等を通じて要望を行う

3. 今後のスケジュール

	都への意見 令和8年度 東京都の農業 施策に関する意見(3月意見)	国への要望 Ⅰ 東京農業の確立に関する要望 Ⅱ 都市農地保全等に関する要望
意見の 積み上げ 組織協議	① 地区別農業委員会 職員検討会 (11月～12月)	① 地区別農業委員会 職員検討会 (11月～12月)
	② 各農業委員会での協議	② 各農業委員会での協議
	③ 地区別農業委員会検討会 (1月)	③ 地区別農業委員会検討会 (1月)
	④ 農業委員会活動研究会(職員) (1月31日)	④ 農業委員会活動研究会(職員) (1月31日)
	⑤ 組織・活動検討会 ※各地区協議会の代表者等 (2月5日)	⑤ 組織・活動検討会 ※各地区協議会の代表者等 (2月5日)
	⑥ 農業会議常設審議委員会 (2月12日)	⑥ 農業会議常設審議委員会 (2月12日)
決 定 (予定)	令和7年3月17日 農業会議通常総会において	令和7年2月20日 農業委員会・農業者大会において

＜農業委員会法第53条に基づく東京都への意見＞
令和7年度 東京都農業施策に関する意見

東京の農業は、各地域において環境に適応した特長ある展開がはかられており、地域にとってかけがえのない多面的な役割を果たしている。

この基本となる農地について、市街化区域においては特定生産緑地制度と都市農地貸借円滑化法による貸借により、都市農地の保全と利活用に取り組むことが重要となっている。さらに市街化区域外の地域においては、特に高齢化や担い手不足への対応が急務であり、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の趣旨に基づく、「地域計画」の策定を前提に、地域農業の振興をはからなければならない。

一方、地域農業を担う認定農業者、親元就農者や新規就農者を中心に、意欲的な担い手の確保・育成にも早急に取り組む必要がある。

このような大きな課題がある中で、農業委員会・JA組織等農業団体においても対応を進めているところであるが、解決が困難であることから、東京都においては「都民を支える東京農業・農地」を次世代につなぐ、持続可能な独自の支援・振興施策を構築することが強く期待されている。

よって、令和7年度東京都農業施策において下記事項が実現されるよう、第134回通常総会の総意をもって意見を提出する。

記

1. 肥料・飼料及び生産関連資材等の価格高騰対策の継続及び予算の拡充

肥料・飼料及び生産関連資材や燃料等の価格は、依然として高止まりしていることから、支援策を継続・強化し、制度の充実をはかること。特に影響が大きい畜産経営への支援を強化すること。

2. 有害鳥獣対策の強化

東京都全域で鳥獣被害が拡大しており、農業者の自助努力や、区市町村単位では解決が困難であることから、関係予算を一層拡充し、緊急的な対策と、鳥獣の数を減らす抜本的な対策の両面で取組を強化すること。

また、部局を横断した鳥獣害対策本部を設置し、鳥獣害対策専門官等を配置するなど、体制強化をはかること。

3. 有機フッ素化合物による東京農業への影響に対する対策の強化

都内各所の河川や地下水から「有機フッ素化合物（PFAS）」が検出されていることから、井戸水の飲用や取水の制限等が行われている地域がある。国も実態の

把握に取り組んでいるが、東京都においても農業者に対して随時、正確な情報提供を行うとともに、東京都産農畜産物の生産や販売活動に不利益が生じないよう対応をはかること。

4. 都市農地の保全と利活用の促進につながる支援

- (1) 生産緑地の保全に向けて区市や農業委員会、農業団体等が連携して行う都市農地貸借円滑化法などの関連制度周知等の取り組みを、引き続き積極的に支援すること。
- (2) 貸借のマッチングを加速させるため、農業委員会等による「生産緑地バンク」づくりに対し、引き続き支援すること。
- (3) 防災にも資する農業用施設等の整備及び維持管理に対する支援施策を強化すること。

5. 地域の特色をいかした農業の支援

(1) 農業振興地域・市街化調整区域内農業の支援

ア. 農業振興地域の実情を把握し、きめ細かな支援策を積極的に推進するとともに、地域の実情に応じた制度の運用を検討すること。

イ. 「山村・離島振興施設整備事業」が適用される地域以外の農業振興地域に、同等の支援事業を構築すること。

ウ. 親元就農者や新規就農者を主軸に多様な担い手を育成し、所得確保等の支援を拡充すること。

(2) 荒廃農地の活用に向けた事業の創設

借受者のない荒廃農地を農地中間管理機構に10年以上無償で貸し付ける場合は、農地中間管理機構が当該農地を再生し、担い手に貸し付ける事業を創設すること。

(3) 農地保全につながる事業の創設と制度の活用

ア. 市街化調整区域（農業振興地域を含む）に「市民農園区域」をモデル的に設置する事業を創設すること。

イ. 地域農業・農地の保全がはかれる「田園住居地域」指定の実現及び「地区計画制度」の活用について支援し、具体的検討を進めること。

(4) 島しょ農業の振興につながる支援

ア. 離島における資材等の高騰への支援を継続するとともに、今後上昇が懸念される輸送費に対する支援についても対策を講じること。

イ. 基盤整備や担い手確保、新規就農者の住居の確保、研修生の受け入れ、農産物の販売促進、地産地消の促進、6次産業化の支援、試験研究、コスト低減などの取組に対する支援を強化すること。

ウ、島しょ農業の振興に不可欠な役割を果たす農業協同組合や生産者組合、出荷組織に対する支援を強化すること。

6. 多様な担い手の確保

(1) 認定農業者等の担い手への支援

ア、認定農業者・認定新規就農者への支援を拡充するとともに、区市町村が行う認定に至るまでの業務について、東京都の支援体制を強化すること。

イ、東京都が経営改善計画を認定した広域認定農業者等について、該当区市町村と連携・継続した支援を行うこと。

ウ、小規模ながら意欲的に経営向上に励む経営や、区市町村が認定農業者に準ずる経営体として認定・認証する経営について、地域農業振興への貢献及び多面的機能を発揮する経営体として支援すること。

エ、親元就農者などの後継者確保対策と就農後の支援施策を一層強化すること。

オ、農外から新規に参入する就農者の経営確立に向けた支援を継続すること。

また、新規就農者が住居を確保できるよう、空き家対策をはじめ、関係部局と連携した支援策を確立すること。

(2) 女性農業者への支援

女性農業者が希望を持って就農できるための支援及び営農環境の整備等の施策を強化するとともに、仲間づくり等につながる支援を行うこと。

(3) 雇用経費に対する支援

規模の大小にかかわらず、意欲ある農業者の労働力不足を補うため、雇用に対する助成制度を強化すること。

(4) 農福連携の推進

農福連携を推進するため、農家や福祉施設と連携を進め、高齢者の健康づくりや障害者の就労訓練、雇用の場として農業・農地の活用を進める施策と環境整備等について支援すること。

7. 担い手の経営力強化に向けた支援

(1) 経営力向上につながる事業の拡充・支援

ア、倉庫・作業場・畜舎等の農業用施設に設置し、農業上必要な電力を賄う太陽光発電等の設備の導入・整備について支援を行うこと。

イ、近年の猛暑は、農業者等の営農活動を脅かしていることから、安全な営農環境が確保されるよう、施設整備等の支援を行うこと。

(2) 農業改良普及事業の強化

農業改良普及指導員を大幅に増員し事業を強化するとともに、各分野について専門性の高い普及指導員の育成をはかること。

(3) 畜産経営の支援

畜産経営を維持するための直接的な支援施策を強化すること。特に、東京オリジナル品種である「トウキョウX豚」や「東京しゃも」、「東京うこつけい」、そして東京ブランドの「東京牛乳」等を都内で絶やさないよう、事業継承につながる支援を強化すること。

(4) 都内産花き・植木の需要拡大への支援

ア. 新技術や品種開発に取り組み、新たな需要を創出するための施策を強化すること。

イ. 東京都が行う公共事業においては都内産の花き・植木の活用を優先的に進めること。

(5) 果樹経営の支援

ナシの火傷病対策について適格な指導を行うとともに、花粉の自家採取及び国産花粉の調達・確保に対する支援を行うこと。

(6) G A P取得農家の支援

農家のG A P取得への支援を継続し、経営の改善により販売力向上につながる具体的な支援及び更新に対するサポート等を拡充すること。

(7) 自然災害に強い農業づくりに向けた支援

災害が発生した際に、被災した農業者の営農再開に対する支援及びその復旧に留まらず、災害に強い農業づくりに向けた支援を強化すること。

(8) 6次産業化や農商工連携、販路開拓に取り組む担い手の支援

農業経営の6次産業化や新商品開発を支援する施策及び関連する産業分野との連携強化や販売開拓の支援を強化すること。

(9) 収入保険の保険料補助の継続

様々なリスクから農業経営を守る「収入保険」について、新たに加入する農業者が負担する保険料の補助を継続すること。

8. 都民の期待に応え、ともに育てる農業の推進

(1) 学校給食・食農教育の推進

ア. 学校給食における地場産農産物の利用を促進するため、関係部局間の連携のもと、生産者組織や自治体、学校の取組への支援を強化すること。

イ. 学校教育への協力や食農教育に取り組む農家及び自治体に対し必要な支援を強化・継続すること。

(2) 都内農産物の流通支援

都内の消費者ならびに学校給食に、都内農産物を供給するための流通支援の取組を拡充・強化すること。

(3) 優良堆肥の生産・流通の強化

東京都有機農業堆肥センターから供給される良質な堆肥については、都内の畜産農家から堆肥原料を受け入れ、安定した生産体制と流通を強化すること。

(4) 環境負荷低減に向けた取り組みへの支援

環境負荷低減に向けた取り組みを行う農業者に積極的な支援を行うこと。

9. 防疫体制等の強化

C S F（豚熱）、鳥インフルエンザ、口蹄疫等の防疫体制を強化すること。

10. 地域農業の維持・発展をはかる農業委員会系統組織の支援強化

(1) 農業委員会系統組織の事業活動ならびに運営のための支援を拡充すること。

(2) 農業経営基盤強化促進法による「地域計画」づくり等に取り組む市町村及び農業委員会等への支援を強化すること。

11. 東京都から国への要望事項

農業委員会系統組織では国への要請活動にも取り組んでおり、東京都においては、こうした要望内容を踏まえ、国に対し積極的に要請や提案を行うこと。

(1) 生産緑地法による農業用施設を相続税納税猶予制度の対象とすること。

(2) 用途地域内においては、農業用施設の設置が困難なケースがあることから、用途地域の建築制限に例外を設け、農業用施設の設置を可能とすること。

(3) 都市農地が永続的に保全され、次世代に安心して継承できるよう、相続税制等の抜本的な改正を強く働きかけること。

令和6年 3月18日

一般社団法人 東京都農業会議 第134回通常総会

東京農業の確立に関する要望

政府では成立から約25年が経過した食料・農業・農村基本法について、これまでの社会経済情勢や国際情勢の変化を踏まえ、「食料安全保障の確立」、「環境に配慮した農業・食品産業への転換」、「生産性の高い農業経営の育成確保」、「農村人口等の増加等」の4つの基本理念を柱とし、見直しに向けた議論を進めている。

こうした中、様々な物価の高騰が我が国経済を直撃し、東京の農業経営においても生産コストの大幅な増加を引き起こしている。

以上の情勢の中で、東京の農業は、農業者の努力によりそれぞれの地域環境に適応した多彩な農業経営を実践し、新鮮で安全・安心な食料や生活に潤いをもたらす緑等を供給するとともに、多様な機能を持つ貴重な農地を維持しており、地域住民にとって無くてはならない役割を果たしている。

こうした代替のない役割を持つ東京農業を将来にわたり維持するためには、規模の大小や経営部門にかかわらず、生産に努力している農家等を担い手として位置付け支援することが重要である。

よって、政府・国会におかれては、かけがえのない東京農業を守り発展させるため、下記事項の実現に向けて積極的に取り組むよう、ここに強く要望する。

記

1. 食料安定供給等につながる所得確保対策ならびに価格政策の強化

日本の食料供給を脅かす不測の事態に対応するため、国内農業生産の増大をはかり、特に、国産農畜産物を基本とした安定供給の確保と自給率の向上につながる所得確保対策ならびに価格政策を強化すること。

2. 肥料・飼料・燃料、生産関連資材等の価格高騰対策への支援

農業生産に必要な肥料・飼料・燃料、生産関連資材等の価格が高騰していることから、農業者が安心して経営に専念できるよう高騰時における補助制度や無利子融資制度などの事業予算を拡充すること。

3. 有機フッ素化合物による影響への対策

都内各所の河川や地下水から「有機フッ素化合物（PFAS）」が検出されていることから、農業者に対して随時、正確な情報提供を行うとともに、農畜産物の生産や販売活動に不利益が生じないように対応をはかること。

4. 担い手の育成・支援と所得確保・安定対策

(1) 認定農業者・認定新規就農者の経営向上を後押しする支援施策の拡充

認定農業者や認定新規就農者が農業経営改善計画・青年等就農計画を達成するために必要な支援を拡充するとともに、これらの施策については農業振興地域に限定せず支援が受けられるよう措置すること。

(2) 親元就農者の育成・支援

地域農業を担う親元就農者を確保するため、親元就農者への支援対策を抜

本的に強化すること。

(3) 畜舎建築特例法の対象の拡大

畜舎建築特例法の対象に市街化区域及び用途地域に定められた地域を含め、畜舎等の新築・改築等ができるようにすること。

(4) 低利融資の対象の拡大

農地取得に活用できるスーパーL資金については、対象を農業振興地域の農用地区域に限定しない要件緩和を行うこと。

(5) 広域認定制度の改善

複数区市町村で農業を営む農業者が経営改善計画の認定を申請する場合には、都道府県又は国が一括で認定を行う広域認定制度が適用されるが、申請者が申請先の自治体等を選択できるように制度を改善すること。

5. 地域農業振興対策

(1) 農山村・離島振興のための施策の拡充

農山村・離島地域の振興と農業生産基盤の強化をはかること。

特に、離島については離島振興法に基づく離島振興基本方針に掲げられた事項の実現に向けてさらに支援を強化すること。

また、農山漁村活性化法の対象地域の要件を緩和し、多くの農山村・離島地域で、同法の活性化計画が作成されるよう推進すること。

(2) 災害に強い農業の構築

災害が発生した際に被災した農業者の営農再開に対し、すみやかに援助する体制を構築すること。また、施設等の再整備に対する援助については、復旧に留まらず災害に強い農業の構築を進め、復興につながるような支援を行うこと。

6. 農地関係制度の見直し

(1) 農地の細分化や貸し渋りを防ぐための農地法改正

農地法第3条の許可要件から下限面積が撤廃されたことにより、小面積の所有権取得が増加し、農地の細分化により、農地の集約化や地域計画の作成に支障をきたし、当該農地の将来的な遊休化も懸念されている。

このため、農地法第3条の許可にあたっては、所有権を取得する前の一定期間を、貸借により耕作する旨の条件を付す運用を可能とすること。

一方、現在の農地法では農地法第3条の賃貸借は進めづらいことから、農地法第18条1項3号の10年以上の期間の定めがある賃貸借であれば許可等を要せずに賃貸借の解約等が可能であるとする規定を、「3年以上」に改めること。

(2) 農業振興地域に対する支援

農業振興地域の各種支援事業の採択要件については地域の実情に鑑みて緩和し、柔軟に運用すること。

(3) 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画作成への支援

農業経営基盤強化促進法の地域計画の作成にあたっては、地域の実情に応じた支援と柔軟な対応を行うこと。

7. 地域と調和した農業の推進

(1) 地産地消の推進

安全で安心な消費生活を求める国民の期待に応えるとともに、地域農業の維持・発展をはかるため、食料や花、緑化木等の地産地消を促進する施策を強化すること。さらに、消費者に対して国内農業が果たしている役割を伝え、国産農産物の魅力をPRする取組を強化すること。

(2) 農産物の適正な価格形成

農業者の努力や生産コストに見合う価格が形成されるよう有効な対策を講じること。

(3) 学校教育と農業との連携の促進

学校給食に地元産農産物を供給する取組を後押しするため、目標値を設定して供給量を増やそうとする自治体や学校、協力する農業者、団体に対し補助金を支給するなど支援施策を強化すること。

また、教育カリキュラムのなかに食農教育を位置づけ、それに協力する農業者や団体に対して必要な支援を行うこと。

(4) 6次産業化や農商工連携、販路開拓に取組む担い手の支援

たとえ小規模でも、住民の近くにある東京農業のメリットを活かした農業経営の6次産業化を支援する施策を構築するとともに、関連産業との連携強化、販路開拓を支援すること。

8. 有害鳥獣対策の強化

有害鳥獣による被害の増大により、地域によっては農業者自身に営農意欲があっても耕作をあきらめざるを得ない事態となっている。このような有害鳥獣は都道府県単位ごとの解決が難しいことから、迅速かつ的確な対応がはかられるよう、農政局を単位として、駆除と被害低減を両輪とする抜本的な対策を講ずること。また、対策を講ずるにあたっては、地域ごとに実効性のある対策とすること。

9. 防疫体制の強化および梨の火傷病対策の強化

(1) 防疫体制の強化

発生すれば畜産経営に甚大な損害を与えるCSF（豚熱）、鳥インフルエンザ、口蹄疫等について、防疫体制を強化すること。また、感染防止の方策や、発生した際の対応等について生産者や自治体、関係団体等への指導を徹底すること。

(2) 梨の火傷病対策の強化

中国などで発生している梨の火傷病について、国内で発生することがないよう万全の対策を図ること。

また、中国からの受粉用花粉の輸入が禁止されていることから、梨農家が必要な花粉を確保できるよう支援策を講ずること。

10. 税制関係

(1) 農地の譲渡における特例措置の対象地域の拡大と控除額の増額

農業委員会のあっせんなどにより農地の所有権を移転した際の譲渡所得に対する特別控除について、現行制度の対象は農業振興地域の農用地区域に限られているが、市街化区域も含め対象地域を拡大するとともに控除額を引き上げること。

(2) 青色申告特別控除額の引き上げ

個人経営の農家に青色申告を普及し適切な経営管理を推進するため、青色申告特別控除額を引き上げること。

11. 農業委員会組織の強化

農地の保全と利用促進、そして担い手の確保・育成等に大きな役割を期待されている農業委員会、農業会議、全国農業会議所のネットワークが、今後とも地域農業の維持・発展に全力で取り組むことのできるよう、事業活動や運営のための予算と人員を十分に確保すること。

12. 国有地の適正管理

荒廃している国有地については、有害鳥獣や病害虫の発生源となっているなど地域農業に悪影響を与えている事例があることから、関係省庁が連携し、適正な管理を実施すること。さらに地域に悪影響が生じた場合は、早急に対応すること。

13. 国有農地の早期解消

現存する国有農地については売り払い先を拡大するとともに、農耕貸付されているものは農業目的に、それ以外は目的に応じた売り払いを早急に行い、その解消を進めること。

令和6年2月15日

第65回東京都農業委員会・農業者大会

都市農業の振興と都市農地保全に関する要望

都市の農業・農地は、安全・安心な食料の供給や緑の創出といった生産面はもとより、防災機能をはじめ、環境保全や食農教育、文化の継承など、地域を守り豊かにする多面的な役割を果たしている。また、農業者は大消費地東京という環境を活かしながら多彩な農業を展開しているが、都市地域に特有の営農環境の悪化や税制等による農地継承の難しさといった自ら解決できない課題を抱えており、農地の減少に歯止めをかけることができない状況にある。

一方、2022年に申出基準日を迎えた生産緑地のうち、9割以上が特定生産緑地に指定され、今後は施行から6年目を迎えた都市農地貸借円滑化法による貸借を一層活用し、担い手の育成・確保とともに、農地の利活用促進により都市農地を保全していくことが重要となっている。

さらに、令和8年には、都市農業振興基本法の成立から10年が経過することから、これまでの都市農業振興施策の成果や課題の検証を開始し、都市農業振興基本計画の見直しにつなげていくことが必要である。

よって、政府・国会におかれては、下記事項の実現にむけて積極的に取り組むようここに強く要望する。

記

1. 都市農業振興基本法の理念にもとづく振興施策の実施

都市農業振興基本法において示された都市農業の振興施策については、農林水産省や国土交通省をはじめ、関係各省庁が連携してその具体化に着実に取り組むこととともに、同法に定められているとおり、都市農業振興施策を実施するために必要な法制上、財政上、税制上等の措置を講じること。

さらに、これまでの都市農業振興施策の成果や課題の検証を開始し、都市農業振興基本計画の見直しを行うこと。

2. 納税猶予制度等都市農地を守り継承する制度・税制の整備

(1) 相続税制等の抜本的な改正および相続財産の適正評価

相続税の課税強化により、都市農地の減少に歯止めがかからない状況にあることから、相続税制等の抜本的な改正を行うこと。

さらに、農地や山林等、相続財産の評価にあたっては傾斜や不整形等を勘案し適正な評価を行うこと。

(2) 生産緑地法に規定された農業用施設に対する相続税納税猶予制度の適用

生産緑地法に規定された農業用施設については相続税納税猶予制度の適用対象とすること。

(3) 相続税における小規模宅地等の特例の拡充

相続税における小規模宅地等の特例について、面積要件を大幅に拡大するとともに、要件を緩和すること。

(4) 防災に資する敷地に対する税制度の創設

国土強靱化や防災に資するため、防災協定等を締結している敷地を相続し、引き続きその機能を維持する場合には、相続税評価額を8割減とする制度を創設すること。

(5) 相続による農地の減少や細分化を防ぐ税制の確立

農業を継承する相続人以外の相続人の遺留分侵害額請求権が、農地の減少や細分化の一因となっていることから、農地の減少等を引き起こさない税制を確立すること。

(6) 相続税納税猶予制度適用農地の公共収用に係る代替農地の先行取得と譲渡所得税の控除

相続税納税猶予制度適用農地が収用の対象になったときは、代替農地の先行取得を認め、収用に関わる譲渡所得税について先行取得した土地の代金を控除すること。

(7) 収用等による譲渡の際の利子税軽減措置の恒常化

収用交換等による譲渡の際の利子税免除について、期限を設けず恒常化すること。

(8) 畜舎等を対象とする相続税納税猶予制度の創設

相続等により都市の畜産経営の廃業に歯止めがかからない現状を受けて、畜舎用地等を対象とする相続税の納税猶予制度を創設すること。

(9) 相続税納税猶予制度の相続人要件の拡大

法定相続人以外であっても遺贈によって農地を受け継ぎ営農を継承する者が納税猶予を受けられるよう、相続税納税猶予制度の対象を拡大する改正を行うこと。

(10) 物納を認める制度改善および管理手法の検討

相続税の納付については相続人の意向に基づいた物納が行えるよう制度の改善を行うこと。

また、物納されるなどして国が管理している土地については除草等の管理を徹底するとともに、未利用の土地は地域と連携して農業者への貸付や公的利用など有効活用を積極的に進めるよう、関係省庁の連携・協議を行うこと。

(11) 生産緑地を農地として農業者が購入した場合の税制の特例

買取り申出がされた生産緑地を農業者が農地として所有権を取得する時には、売り渡した側の譲渡所得について5千万円の特別控除を設けること。
また、購入した農家が負担する登録免許税ならびに不動産取得税を免税とすること。

3. 生産緑地・特定生産緑地の保全対策の強化

(1) 生産緑地での農地中間管理事業の実施

都市地域でも規模拡大や農地の有効活用が実現できるよう農地中間管理事業の対象地域を生産緑地にまで拡大すること。

(2) 生産緑地の買取りに対する国の財政支援

買取申し出がされた生産緑地を自治体がい取りの実績が皆無に等しいことから、自治体の買取が実現するよう国が必要な予算を確保すること。

(3) 営農環境の悪化に対応した生産緑地指定の変更

都市地域の生産緑地では、周囲の宅地化が進展することなどにより営農環境が悪化する農地がある。営農意欲を持つ農家が希望した場合には自ら所有する農地や代替農地に生産緑地指定の変更ができるよう措置すること。

(4) 特定生産緑地制度の指定期限に関する改正

特定生産緑地の指定申請期限に間に合わなかったケースなど斟酌すべき事情が生じた場合には、都市計画決定権者が30年経過後にも指定ができるよう生産緑地法を改正すること。

(5) 都内区市以外の町村が生産緑地制度を導入する際の支援強化

都内区市以外の町村が生産緑地制度を導入する際の支援を強化すること。

4. 都市農業の担い手の確保・支援

(1) 親元就農者への対策の強化

都市農家の経営が継承されなければ都市農業を継続することはできない。よって、都市農業振興施策の中心に親元就農者の確保・育成を置き、さらに経営確立対策を抜本的に強化すること。

(2) 新たな担い手に対する施策の改善

経営開始資金は、地域計画への位置づけ等を前提としているが、市街化区域では実情を踏まえた例外規定を設けること。

5. 用途地域内の建築制限の改善

用途地域内においては、農業用施設の設置が困難なケースがあることから、用途地域内の建築物の制限に例外を設け、農業用施設の設置を可能とすること。

6. 都市農地の保全と農業振興に欠かせない農業委員会の組織強化

都市農業振興基本法および都市緑地法において都市の中に農地が存在する積極的な意義が明確に位置づけられており、都市農地の保全は良好な都市環境の維持に欠かせない国民的な課題である。

また、同時に都市農業者が農地の保全と活用に前向きに取り組むための農業振興の取組も一層重要になっている。

こうしたなかで農業委員会系統組織が果たすべき役割は非常に重要であることから、その活動を担保するための予算の拡充と組織の強化をはかること。

令和6年2月15日

第65回東京都農業委員会・農業者大会

農業者の意見・要望を汲み上げて意見提出へ

～ 東京における農業委員会系統組織の意見提出活動 ～

